

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案及び雇用保険法施行規則第110条の3第1項第1号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示案について

1 改正の趣旨

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、民間人材ビジネスを活用することにより、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、トライアル雇用奨励金について改革・拡充することとされたことを踏まえ、当該奨励金について、必要な改正を行う。

2 改正の内容

（1）雇用保険法施行規則の一部改正関係

- ① 公共職業安定所の紹介に加え、職業紹介事業者（職業安定局長が定める条件に同意し、規定の標識を掲示している者に限る。）の紹介により対象労働者を雇い入れた場合も、トライアル雇用奨励金の支給の対象とすることとする。
- ② 学卒未就職者、育児等で安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者をトライアル雇用奨励金の対象者とするとともに、その他就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する者については、厚生労働大臣が定める者とする。
- ③ その他所要の改正を行う。

（2）雇用保険法施行規則第110条の3第1項第1号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者の制定関係

その他就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する者として厚生労働大臣が定める者として、以下の者を規定することとする。

- ・ 生活保護受給者
- ・ 母子家庭の母等
- ・ 父子家庭の父
- ・ 日雇労働者
- ・ 季節労働者
- ・ 中国残留邦人等永住帰国者
- ・ ホームレス
- ・ 住居喪失不安定就労者

- ・ 安定した職業に就くことが著しく困難である者として職業安定局長が定める者

3 根拠条文

(1) 雇用保険法施行規則の一部改正関係

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第3号及び第5号

(2) 雇用保険法施行規則第110条の3第1項第1号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者の制定関係

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）110条の3第1項第1号

4 施行・適用期日

平成26年3月1日施行・適用予定